

法改正に伴う計画の見直しについて

1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正について

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（以下「活性化再生法」）が令和2年11月27日に施行し、「地域公共交通網形成計画」は「地域公共交通計画」と名称が変更されました。

それに伴い、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け可能となり、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応することが求められています。

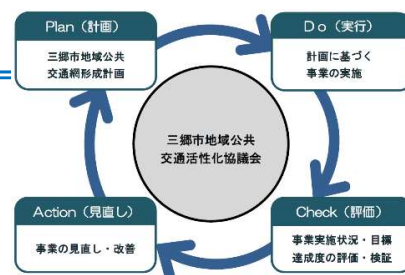
既存の地域公共交通網形成計画については、法改正施行後は地域公共交通計画とみなされるため、手続きは不要ですが、今回の計画見直しのタイミング等で、改正法で定められている記載事項を満たしているか、確認が必要となります。

2 計画期間の見直しについて

本計画を着実に推進するため、「三郷市地域公共交通活性化協議会」が主体となって進行管理を実施する。計画期間を前期（平成30年度～令和2年度）と後期（令和3年度～令和7年度）に分け、前期最終年度（令和2年度）には各種アンケート調査などを踏まえ、計画全体等の評価・検証及び、必要に応じた計画の見直しを行う予定であった。

しかし、既存バス事業者の撤退等により、計画策定当時と状況が大きく異なることから、令和元年度第一回三郷市地域公共交通活性化協議会において、令和2年度に実施予定だった各種アンケート調査を踏まえた計画評価について、代替輸送事業の路線バス事業化が見込まれる、令和4年度以降に見送ることを決定した。

一方で新型コロナウイルスの蔓延や、前述した活性化再生法の改正など、公共交通を取り巻く環境が変わり、計画及び目標について見直しの必要性が高まっていることから、令和2年度第一回三郷市地域公共交通活性化協議会において、計画の見直し時期等について、検討を開始した。そこで、計画期間等の変更を以下のとおり提案したい。



・当初計画期間及び評価スケジュール

項目		前期			後期				
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
評価方法	市民アンケート調査			※●					●
	利用者アンケート調査			※●					●
事業実施の評価		●	●	●	●	●	●	●	●
計画の評価				※●					●
計画・目標値の見直し				※○					☆
三郷市地域公共交通活性化協議会開催		●	●	●	●	●	●	●	●

（※R元年度に令和4年以降に見送りを決定済み。）



・計画期間及び評価スケジュールの変更（案）

項目		前期			後期			新計画	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
評価 方法	市民アンケート調査						●		
	利用者アンケート調査						●		
事業実施の評価		●	●	●	●	●	●	●	●
計画の評価					○		●		
計画・目標値の見直し							☆		
三郷市地域公共交通活性化協議会開催		●	●	●	●	●	●	●	●

凡例 ●：実施 ○：必要に応じて実施 ☆：次期計画に向けた見直し

変更内容概要

- ・見送りが決定していた各種アンケート調査を踏まえた計画評価について、R5 に実施し、計画全体の評価・見直しを実施する。
- ・R6 以降については、法改正に対応した新計画を運用する。
- ・前期計画については、各種アンケートを行わずに、可能な範囲で目標値の達成状況や、各事業の進捗評価を令和３年度に実施する。

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年11月27日施行)

地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による「地域公共交通計画(マスタープラン)」の作成

- ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
- ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)**も計画に位置付け
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
⇒データに基づくPDCAを強化

○地域における協議の促進

- ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- ・通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**

地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成

地域における
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

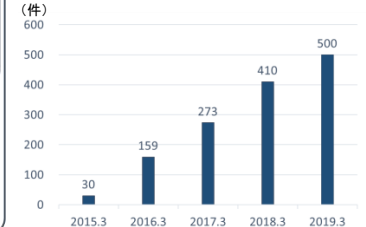
地域旅客運送サービス

公共交通機関



地域公共交通網形成計画の 策定状況

現行の目標(2020年度末500件)は達成



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し**、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設

⇒従前の路線バス等に代わり、地域の
実情に応じて右の①～⑥のいずれ
かによる**旅客運送サービスの継続
を実現**

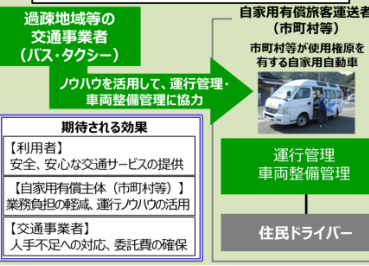
実施方針に定めるメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

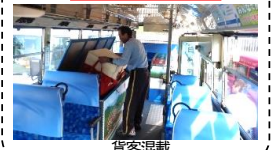
- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒インバウンドを含む**観光ニーズ**へも対応

交通事業者協力型自家用有償旅客運送



貨客混載に係る 手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における**貨客混載**を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設
⇒**旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**

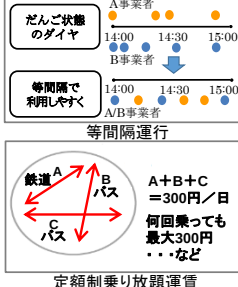


既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難

- 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継ぎ割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

※MaaS: Mobility as a Service

MaaSの事例(伊豆地域)

- MaaS**に参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設**
⇒交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
- MaaS**のための**協議会制度を創設**
⇒参加する幅広い関係者の**協議・連携を促進**



交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
 - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
⇒交通ネットワークを充実
 - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点**(トラックターミナル等)の**整備**
⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

